

# 環境部

## 1 公害対策 4-3

### (1) 公害関係苦情事務

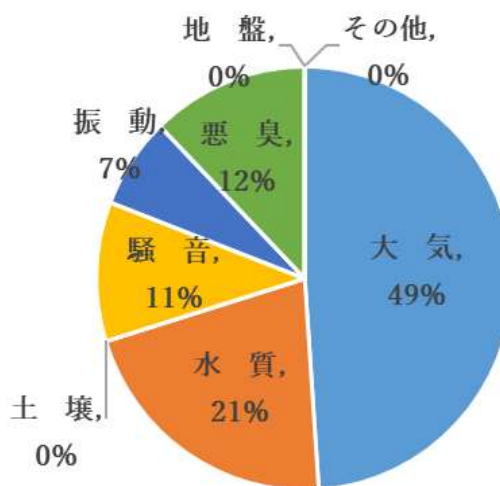
公害苦情紛争処理制度の一つとして、公害に関する苦情を紛争に発展する前の段階で迅速かつ適切に処理することにより、苦情申立者はもとより、地域住民の健康と生活環境を保持するという重要な役割を負っている。

近年の苦情の傾向としては、近隣住民同士のトラブルによるものが増加している。

<令和2年度公害苦情処理状況>

#### ① 苦情処理件数

		令和2年度	
		件	%
典型 7 公害	大 気	92	49
	水 質	40	21
	土 壌	0	0
	騒 音	20	11
	振 動	13	7
	悪 臭	23	12
	地 盤	0	0
その他		0	0
合 計		188	100



#### ② 被害の種類別件数

区 分	健 康	財 産	動・植物	感覚的 心理的	その他	合 計
件 数	25	1	0	95	67	188

#### ③ 発生源の用途地域別件数

	住居 地域	近隣 商業 地域	商業 地域	準 工業 地域	工業 地域	工業 専用 地域	市街 化調 整区 域	その他	合 計
苦情 件数	41	6	7	9	2	1	113	9	188

## (2) モニタリング業務

佐賀市の環境を客観的な数値等で把握するため、水質、騒音・振動、大気などの定期的な測定を行っている。

### ① 水質測定

#### ア 公共用水域水質調査

河川等の水質汚濁状況監視のため市内主要河川 86 地点で調査を実施

水域		年間調査回数	地点数		
河川	市内中心部		4	28	36
			12	8	
	南部地域	諸富町	4	5	32
		川副町	4	10	
		東与賀町	4	7	
		久保田町	4	10	
	北部地域	大和町	4	4	13
		富士町	4	5	
		三瀬地区	4	4	
湖沼	北山ダム	12	2	2	
海域	有明海	12	3	3	
			合計	86	

#### イ 河川農薬調査（9ヶ所：年1回）

畑等の殺菌剤として用いられているチウラムによる水質汚染を監視するため河川の水質調査を実施

#### ウ 事業場等からの排水影響調査（14地点：年1～6回）

事業場から河川に排出された後の河川において水質汚濁状況監視のため 14 地点で調査を実施

#### エ 地下水調査（18ヶ所：年1回）

地下水汚染を監視するため調査を実施

#### オ 飲用井戸水監視地域調査（14ヶ所：年1回）

北部地域において飲用井戸水の地下水汚染を監視するため調査を実施

### ② 騒音・振動測定

#### ア 自動車騒音・振動調査（4ヶ所：年1回）

市内の道路に面した区域で道路交通に伴う騒音・振動の調査を実施

#### イ 一般環境騒音調査（3ヶ所：年1回）

市内の道路に面しない区域で一般環境騒音の調査を実施

#### ウ 自動車騒音常時監視（2区間：年1回）

市内の主な幹線道路における自動車交通等により発生する騒音を 24 時間連続測定し、道路に面する地域の環境基準達成状況を面的に評価

### ③ 大気測定（7ヶ所：年6回）

ガスパック法による二酸化窒素の測定を実施

### (3) 各種届出

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく各種届出を受け付けている。

<令和2年度届出件数>

大気	水質	土壌	騒音	振動	公害防止	合計
3	68	50	75 (0)	51	10	257

\* 大気は一般粉じんのみ

\* 公害防止は公害防止主任管理者設置事業場を除く

\* 騒音の( )内の数字は、届出受付件数のうち県条例に基づくもの。令和2年度は届出なし。

### (4) 立入調査

事業者の各法令遵守確認のため立入調査を実施し、監視指導を行っている。

<令和2年度立入調査件数>

大気	水質	騒音	振動	合計
4	43 (37)	0	0	47

\* 水質の( )内の数字は、立入調査件数のうち排水の水質検査を伴うもの

## 2 環境衛生

### (1) 衛生害虫（蚊）防除業務 4-3

佐賀大学医学部に「蚊の駆除に関する基礎研究」を委託し、「幼虫期（ボウフラ等）に対し、低魚毒性かつ汚染の低い薬剤を散布する方法が最善である。」との報告結果に基づき、昭和61年度から河川・水路等における幼虫の発生調査を行い、発生が確認されれば、薬剤〔スミラブ（昆虫成長制御剤）、ミディ（脱皮阻害剤）〕を散布する方法に切り替えて実施している。

防除期間は4月から10月までで、10月は越冬蚊の防除を行っている。

○ 令和2年度 蚊防除対策事業集計表

	河川の箇所数			薬剤使用量(kg)		回数(延)	
	調査	幼虫発生	さなぎ発生	スミラブ ※6	ミディ ※7	調査	散布
通常 ※2	1,582	264	112	36.6	0.0	16,709	556
特別 ※3	122	25	9	0.0	8.0	1,287	85
越冬 ※4	208	105	20	8.1	2.0	624	160
総計	通常+特別 ※5			通常+特別+越冬			
	1,704	289	121	44.7	10.0	18,620	801

※1 いずれも佐賀市内（長崎自動車道以南）を対象とする。

※2 「通常」は、4～9月までの期間、調査・散布を行う。

※3 「特別」は、同期間、大きな河川などに、セット動噴を使用して幼虫駆除を行う。

※4 「越冬」は、10月の1ヶ月間、「通常」で特に多量発生した箇所について、調査・散布を行う。

※5 「越冬」は「通常」・「特別」の内数となるため、「総計」には含まない。

※6 スミラブ（昆虫成長制御剤）

0.05～0.1PPMの濃度で、手で直接河川に散布する。

※7 ミディ（脱皮阻害剤）

0.5～1.25PPMの濃度で、動力噴霧器にて直接河川に散布する。

※8 どちらも、河川等への汚染・魚毒性が少なく、幼虫・さなぎに抵抗力が付きにくい。

### (2) 狂犬病予防注射及び犬の適正な飼育 4-3

① 犬の新規登録数及び狂犬病予防注射済数（令和2年度）

新規登録数	狂犬病予防注射済数
891頭	6,529頭

※ 犬の登録数 9,858頭（令和3年3月31日現在）

※ 狂犬病予防法により犬の登録（生涯1回）及び年1回の狂犬病予防注射の接種が義務づけられている。

② 犬の登録手数料等（1頭につき）

登録手数料	狂犬病予防注射済票 交 付 手 数 料	鑑札再交付 手 数 料	狂犬病予防注射済票 再 交 付 手 料
3,000 円	550 円	1,600 円	340 円

※狂犬病予防注射料別途 2,700 円（佐賀県獣医師会等）

③ 犬に関する苦情件数等（令和 2 年度）

苦 情 件 数						
放し飼い	吠 え 声	咬傷事故	フンの放置	徘徊犬	そ の 他	合 計
5 件	1 件	0 件	8 件	4 件	2 件	20 件

※平成 20 年 10 月 1 日から市による犬の引き取りは廃止

④ 犬のしつけ方教室

犬の飼い主が犬に対する正しい認識をもって飼育できるように犬のしつけ方教室を開催している。例年支所等の会場を使用して対面で実施しているが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインでの動画配信形式で実施した。

○ 令和 2 年度実績

開 催 数 (動画本数)
5 本

(3) その他の業務 **4-3**

① 地域猫推進事業

地域猫活動とは、地域住民の方々が、野良猫の不妊・去勢手術、エサの管理、フン尿の清掃など、これ以上野良猫が増えないようにしたうえで適正な管理を行い、野良猫による被害のない住み良い街づくりを目指す活動である。

市では、平成 21 年度から「地域猫推進事業」を導入し、地域住民の合意のもとに自治会または 3 人以上のグループで活動に取り組む場合、不妊・去勢手術の全部、または一部について助成を行なっている。

年 度	助成団体数	助成頭数	助成頭数累計
令和 2 年度	25 団体	148 匹	1,753 匹

野良猫は、飼い猫が外に出ることにより増加する一面があるため、市では平成 24 年度から、「飼い猫に対する不妊・去勢手術助成金事業」を導入した。これにより飼い猫の適正飼養を推進し、野良猫の増加を抑える一助としている。

年 度	助成者数	助成頭数	助成頭数累計
令和 2 年度	73 人	78 匹	772 匹

市等が管理する公園等に生息する野良猫が多数存在し、野良猫の増加にも影響していることから、市内の公園等に生息する野良猫の不妊・去勢手術を実施する団体に対し、平成 27 年度から、手術費用の全部について助成を行っている。

年度	助成団体数	助成頭数	助成頭数累計
令和2年度	1団体	49匹	277匹

② カラス対策事業

○ 令和2年度カラス威嚇攻撃対応実績

カラスによる繁殖期中（4月～7月）の威嚇攻撃から市民の安全を確保する対策として、平成22年度からヒナの捕獲や卵、巣の撤去を行っている。

雛の捕獲	巣の撤去	卵の回収
32羽	29箇所	29個

○ 令和2年度カラス捕獲処分数

平成26年度から、カラスによる生活被害を軽減するため、箱わなを使用したカラスの捕獲・駆除事業を実施している。

年度	ハシブトガラス	ハシボソガラス	ミヤマガラス	合計
令和2年度	219羽	1,260羽	0羽	1,479羽

○ 令和2年度カラス生息数調査

平成27年度から、佐賀市内での留鳥（ハシブトガラス、ハシボソガラス）のみの生息数と、渡り鳥（ミヤマガラス）を含めた生息数の調査を行っている。

年度	10月	2月
令和2年度	5,315羽	8,159羽

### 3 環境マネジメントシステムの普及 4-1

#### (1) 取り組みの理由

「IS014001」や「エコアクション21（EA21）」等の環境マネジメントシステム（EMS）は、事業者が事業活動における環境への負荷を減らすための有効な手段である。本市では、市内企業へのEMS普及を積極的に図り、事業者の自主的な環境活動を促進することで、佐賀市全域の環境負荷の低減を目指している。市役所自身も、旧佐賀市にて平成14年3月にIS014001適合事業所として認定を受け、環境施策の進捗管理を行うとともに、職員一人ひとりが環境問題への認識を深め、省エネルギー・省資源等に取り組んできた。平成22年度からは、IS014001をベースとした独自の環境マネジメントシステムを運用し、引き続き環境負荷の低減に取り組んでいる。

#### (2) 佐賀市環境マネジメントシステムの仕組み

ISO（国際標準化機構）が定めた環境管理の国際規格であるIS014001をベースに市役所が独自に構築した環境マネジメントシステムである。市役所では、まず市長が環境保全の将来方向（環境方針）を決め、各部局で重点目標及び具体的な取り組みを設定し、これを達成するために環境組織を作って実行している。そして、これが確実に行われているのかをチェックし、必要に応じてシステムを見直し、改善を行っていく。

#### (3) 市内事業所への環境マネジメントシステムの普及

環境マネジメントシステムの認証を取得した市内の事業所は、令和2年度末までに133事業所ある（現在運用中の事業所は51）。佐賀市では、市内事業所に対してエコアクション21を普及するため、エコアクション21の認証を初めて取得する市内の事業者を取得経費の一部を助成している。しかし、令和2年度は助成金の活用はなかった。

	2016	2017	2018	2019	2020
認証取得事業所数 (延べ数)	122	123	131	132	133

※エコアクション21とは、IS014001規格をベースとしつつ、より広範な中小企業、学校、公共機関などが取り組めるように環境省が策定した環境経営システム。省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル、節水及びグリーン購入等への取組みを必須の要件とし、環境活動レポートを作成して公表することなどが規定されている。

#### (4) 市役所自身の取り組み

市役所では、平成21年度までは国際規格IS014001に基づき構築した環境マネジメントシステムを運用してきた。平成22年度からは独自システムを運用しており、環境に配慮するための目標を設定し、その目標達成のため職員一人ひとりが日々努力している。

市役所の事務事業に伴い発生する温室効果ガス排出量のうち、施設のエネルギー使用によって発生する温室効果ガス排出量の過去4年分の推移を下表に示す（廃棄物の焼却や下水の処理等に伴う排出分は含まれない）。

- 対象施設：市役所本庁舎、支所庁舎（諸富・大和・富士・三瀬・川副・東与賀・久保田）、図書館、清掃工場、衛生センター、交通局、上下水道局、下水浄化センター、富士大和温泉病院などの施設。指定管理施設も含む。

	使用量 (A)				排出係数 (B)				温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> ) (A) × (B) × 0.001				
	H29	H30	R1	R2	H29	H30	R1	R2	H29	H30	R1	R2	
電気の 使用	九州電力(kWh)	22,204,943	21,819,952	21,963,259	22,129,362	0.462	0.438	0.319	0.344	10,259	9,557	7,006	7,613
	住原環境プラント(kWh)	16,112,242	16,053,661	15,628,660	16,201,702	0.081	0.192	0.232	0.272	1,305	3,082	3,626	4,407
	イーレックス(kWh)	518,414	544,973	662,316	463,886	0.501	0.539	0.416	0.385	260	294	276	179
	日本テクノ(kWh)	306,777	295,029	302,715	283,835	0.401	0.366	0.343	0.393	123	108	104	112
	伊藤忠エネクス(kWh)	160,966	99,520	0	0	0.570	0.527	0.199	-	92	52	0	-
	エフビット コミュニケーションズ(kWh)	0	0	0	144,456	-	-	-	0.449	0	0	0	65
	購入電力量(kWh)	39,303,342	38,813,135	38,556,950	39,223,241					12,039	13,093	11,012	12,376
	自家発電(kWh)	19,745,487	19,275,081	18,887,140	18,277,115	0	0	0	0	0	0	0	0
	使用電力量(kWh)	59,048,829	58,088,216	57,444,090	57,500,356					12,039	13,093	11,012	12,376
	燃料の 使用	灯油(ℓ)	321,665	307,338	230,595	294,226	2.49	2.49	2.49	2.49	801	765	574
軽油(ℓ)		4,411	3,817	3,596	3,708	2.58	2.58	2.58	2.58	11	10	9	10
A重油(ℓ)		355,850	391,723	421,892	440,971	2.71	2.71	2.71	2.71	964	1,062	1,143	1,195
LPGガス(kg)		217,063	211,338	204,869	204,866	3.00	3.00	3.00	3.00	651	634	615	615
都市ガス(m <sup>3</sup> )		532,496	493,962	441,266	424,959	2.16	2.16	2.16	2.16	1,150	1,067	953	918
合計									15,616	16,631	14,306	15,847	

※令和2年度の電気の使用に係る排出係数はまだ公表されていないため、令和元年度の排出係数を用いて算出している。



## 4 地球温暖化対策の推進 4-1

### (1) 佐賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。平成9年12月に採択された京都議定書を受けて、平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体は、その事務事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画の策定と、実施状況の公表が義務づけられている。

これに基づき、佐賀市では平成21年3月に「佐賀市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出抑制に取り組んできたが、計画期間が経過したため、目標等を見直した「第2次佐賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を平成28年7月に策定し、市の事務事業に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減への取り組みを進め、環境への負荷の少ない、持続的に発展する循環型社会の構築を目指している。

#### 【目標】

市の事務事業に伴い発生する温室効果ガス総排出量を、2024年度までに2013年度比で13.3%削減する。

### (2) 佐賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、佐賀市域を対象に地球温暖化防止のための施策を総合的・計画的に進めていくために、平成31年3月に「佐賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定した。世界共通目標である「産業革命前からの平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追及」の達成に向け、温暖化対策と同時に地域の魅力向上やSDGsの達成に貢献するよう、市民・事業者・団体等と協働しながら温暖化対策に取り組む。

また、令和2年10月20日に、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティさがし」を目指すことを表明し、計画にある中期目標（2030年度の市域の温室効果ガス排出量を2013年度比で27%削減）の早期実現や、2050年の長期目標を計画改定時に「100%削減」（ゼロカーボンシティ）にすること等を見据えている。

### (3) 省エネルギーの推進（令和2年度実績）

佐賀市では、「佐賀市環境行動指針」に関する「出前講座」等により、市民・事業者を対象とした省エネ行動の啓発活動を実施している。また、長寿命で消費電力が少ない「LED照明」への切り替え等、省エネ設備の導入を推進しエネルギー消費量の削減を図っている。

#### ① 出前講座実績

「佐賀市環境行動指針」のパンフレットを用いた出前講座を、要望に応じて実施しているが、令和2年度は要望がなかった。

#### ② LED照明の普及推進

自治会がLED防犯灯を新設及び補修する場合に助成金を支給した。

【実績】新設116灯、補修41灯

#### ③ 市施設の省エネルギー推進の取り組み

市役所自身も省エネの取り組みや再生可能エネルギーの導入を進めている。

ア 小学校の省エネ改修

市内 3 校（春日小、東与賀小、開成小）において、大規模改修時などに照明器具の LED 化を行い、照明高効率化や電気使用量の低減を図っている。

イ 自歩道照明の高効率化

市の自動車道、歩道で器具不良の照明 1664 個を LED 照明に交換した。

ウ 証明書発行時等の省資源化

コンビニエンスストア等での証明書発行や市税納入時の口座振替利用を促進し、申請書や納付書の削減による省資源化を目指している。

#### (4) 再生可能エネルギーの推進

地球温暖化やエネルギー問題に対処するために、エネルギー消費の削減とともに「再生可能エネルギーの創出」はその対処方法として大きな柱となっている。このため佐賀市では、公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、市内への再生可能エネルギーの普及を図っている。なお、佐賀市の施設で導入している再生可能エネルギーは下記のとおり。

① 廃棄物発電（平成 15 年 3 月導入）

佐賀市清掃工場では、ごみを燃やした際に発生する熱を利用して廃棄物発電を行っている。発電した電気は清掃工場や健康運動センターで消費され、余った電気は電力会社を通して市内の小中学校等に供給されている。

② 廃棄物熱利用（平成 15 年 3 月導入）

ごみを燃やした熱は、廃棄物発電の他に、健康運動センター内の温水プールの水を温めることにも利用されている。温水プールに必要な熱は、全てごみを燃やした熱でまかなっており、温水プールの運営にボイラー等を使用しないため、その分温室効果ガス排出量を削減している。



健康運動センター



温水プール

③ 廃食用油再生プラント（平成 16 年 3 月導入、令和 2 年 3 月プラント更新）

使用済み天ぷら油（廃食用油）を回収し、清掃工場内の再生プラントにて軽油の代替燃料であるバイオディーゼル燃料を精製し、市のごみ収集車や市営バス等の燃料として使用してきた。

従来のバイオディーゼル燃料は、利用できる車両が旧型エンジンに限られていたことから、軽油と同等質の高品質バイオディーゼル燃料を精製できるプラントに更新した。



④ 太陽光発電

1	市立図書館	30 k W (平成 22 年 5 月 導入)
2	本庁舎東側駐車場	3.4 k W (平成 23 年 10 月 導入)
3	南川副公民館	10 k W (平成 24 年 3 月 導入)
4	神野第 2 浄水場	100 k W (平成 25 年 3 月 導入)
5	兵庫小学校	11 k W (平成 25 年 4 月 導入)
6	成章中学校	11 k W (平成 25 年 4 月 導入)
7	市立小中学校(10 校)	計 728.68 k W (平成 25 年 導入)
8	嘉瀬公民館	11 k W (平成 25 年 4 月 導入)
9	春日北公民館	10 k W (平成 26 年 4 月 導入)
10	神野公民館	10 k W (平成 26 年 4 月 導入)
11	本庁舎	40 k W (平成 26 年 10 月 導入)
12	新栄公民館	9 k W (平成 27 年 4 月 導入)
13	久保泉公民館	9 k W (平成 29 年 3 月 導入)
14	松梅公民館	10 k W (平成 30 年 3 月 導入)
15	洞鳴の滝ふれあい館	4.4 k W (平成 30 年 7 月 導入)
16	若楠公民館	10 k W (平成 30 年 9 月 導入)
17	大詫間公民館	10 k W (平成 30 年 11 月 導入)
18	久保田公民館	10 k W (令和 2 年 3 月 導入)
19	中川副公民館	9 k W (令和 2 年 6 月 導入)



市立図書館

⑤ 消化ガス発電 (平成 23 年 4 月より稼動)

下水浄化センターでは、下水処理の過程で発生する消化ガスを使って発電し、発電した電気、施設で使用する電力を補っている。また、発電設備の余熱を利用した消化槽の加温を行い、熱効率の向上を図っている。



消化ガス発電設備

⑥ 小水力発電

- ・佐賀市清掃工場では、機器を冷却するために循環している水を利用して小水力発電を行っており、発電した電気は電力会社を通して市内の小中学校に供給されている。

(平成 27 年 3 月より稼動)

- ・洞鳴の滝ふれあい館(三瀬村)では、滝の落差を活かした小水力発電を行っている。同敷地内には太陽光発電も設置し、発電した電力は電力会社を通して活用されている。

(平成 30 年 7 月より稼動)



佐賀市清掃工場  
小水力発電設備



洞鳴の滝ふれあい館  
小水力発電設備

(5) 電気自動車の普及促進

平成 23 年度に設置した三瀬温泉やまびこの湯の充電設備及び平成 26 年度に設置した富士

支所、道の駅大和そよかぜ館、諸富文化体育館、久保田特産物直売所味らん館の充電設備の維持管理を行った。

## 5 バイオマス産業都市さがの構築 4-1

### (1) バイオマス産業都市さが

本市は、平成 26 年 7 月に「佐賀市バイオマス産業都市構想」を策定し、平成 26 年 11 月に地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした、環境にやさしく災害に強いまちづくりを目指す「バイオマス産業都市」として国から認定を受け、様々な取り組みを行っている。

#### ① バイオマス産業都市として目指す将来像

暮らしから発生するごみ・排水、森林や製材所の未利用木材など「廃棄物であったものがエネルギーや資源として価値を生み出しながら循環するまち」（＝環境の保全と経済の発展が両立するまち）

#### ② 将来像実現のための基本方針

- ・ごみ処理施設や下水処理施設などの既存施設の活用
- ・市が仲介役を果たし、バイオマス資源の有効活用による企業間の連携を実現





## (2) 「佐賀市バイオマス産業都市構想」に基づく主なプロジェクト

### ① 清掃工場二酸化炭素分離回収事業

光合成で成長する農作物や藻類の生育促進など、二酸化炭素を資源として活用することを目的に、ごみ焼却時に発生する排ガスから二酸化炭素のみを回収できる設備を整備し、清掃工場周辺に藻類培養企業や植物工場などを誘致することで、新たな産業の創出や藻類産業の集積化を図っている。



### ② 藻類産業拠点地整備事業

雇用の創出と地域活性化を目的として、清掃工場北側の約 21 ヘクタールの農地を、藻類培養企業の事業用地として整備・売却し、藻類産業の集積化を進めている。



### ③ 微細藻類の利活用による産業創出

低炭素社会の実現と新たな産業の創出を両立する「藻類によるまちづくり」を目指して、平成29年7月に「さが藻類バイオマス協議会」を設立し、会員企業（約60社）と共に藻類産業の発展に繋げる活動に取り組んでいる。また、平成30年3月、佐賀大学構内に設置した「さが藻類産業研究開発センター」では、藻類の培養から加工抽出、利活用に関する研究開発を行っており、協議会と連携しながら産業化に向けた取り組みを進めている。



### ④ 下水浄化センターエネルギー創出事業

下水浄化センターでは、平成 23 年度から下水道の汚泥を活用した消化ガス発電を開始し、施設全体で消費する電力の約 40%を生み出している。

現在、新たな取り組みとして、下水道資源と地域のバイオマスを活用し更なる電力自給率の向上のため整備を進めており、加えて、下水道由来の資源を農業や藻類培養などに有効利用することで、温室効果ガス削減と地域の活性化を目指していく。



## 6 自然環境保全活動の推進 4-1

市が実施する公共工事が自然環境や野生の動植物に及ぼす影響の低減を図るため、動植物の専門家から助言を受け、工事の参考にしている。

### (1) 全体の流れ

- ① 公共工事予定についての情報提供（事業課）
- ② 調整が必要な事業の選別（環境政策課）
- ③ 選別した事業の環境調査（環境政策課、事業課）  
必要に応じて専門家から現地で直接助言を受ける
- ④ 環境政策課所見を報告（環境政策課）  
自然環境調査員の意見及び調査結果を参考に環境政策課所見を事業課へ報告する。
- ⑤ 実施内容の検討、実施・施工（事業課）  
環境政策課所見を基に、対応の可否や内容について事業課にて検討、実施・施工する。
- ⑥ 工事完了及び移植等の報告後（事業課）
- ⑦ 工事後及び移植等後の環境調査（環境政策課）

### (2) 佐賀市自然環境懇話会

動植物等の専門家（佐賀市自然環境懇話会委員）からなる「佐賀市自然環境懇話会」を設置し、公共工事や市が抱える環境に関する諸課題に対して助言を受けている。

委員は次の事項について検討し、助言を行う。

- ① 自然環境の保全に関すること。
- ② 自然環境の調査に関すること。
- ③ 自然環境に関する教育、啓発に関すること。
- ④ その他自然環境に関して必要と認められること。

なお、令和2年度の実績は以下のとおり。

- ・委員数 4名
- ・開催数 1回
- ・検討件数 合計8件

## 7 ラムサール条約湿地賢明利用推進事業 4-1

国際的に重要な湿地として、平成 27 年 5 月に「東よか干潟」がラムサール条約湿地に登録された。

湿原、沼沢地、干潟等の湿地は、多様な生物を育てており、水鳥の生息地として重要である。多くの水鳥は、国境を越えて渡りをすることから、湿地とそこに生息する生態系を保全する国際的な取り組みとして、1971 年に「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が採択された。条約が採択された場所がイランのラムサールであったことから、一般的に「ラムサール条約」と呼ばれている。

この条約は、湿地と生態系の保全だけでなく、そこから得られる恵みを人々の生活に持続的に利用することを目的としている。

令和 3 年 8 月現在、締約国は 170 カ国で、日本では 52 カ所の湿地が登録されている。

東よか干潟の価値が国際的に認められたことで、多くの人々が有明海や干潟に目を向け、その価値や魅力について再認識し、有明海の保全・再生のきっかけの一つになることが期待される。

市では、干潟の保全を図るとともに、自然環境学習の場や観光資源としての利活用を図り、地域振興に繋げる取り組みを推進する。

### (1) 東よか干潟の概要

- 東与賀町南端の有明海沿岸から沖合に広がる広大な泥干潟
- ムツゴロウやワラスボなどの魚類や、シオマネキなどの底生生物が多く生息し、地域特有の伝統的な漁法による漁業が営まれている。
- クロツラヘラサギ、ズグロカモメ、ツクシガモなどの絶滅危惧種を含む水鳥の国内有数の渡りの中継地・越冬地であり、シギ・チドリ類の渡来数は日本一。
- 秋の紅葉が美しい塩生植物シチメンソウ（絶滅危惧種）の国内最大の群生地

登録	平成 27 年 5 月 28 日
登録面積	218 h a
湿地のタイプ	干潟
保護の制度	国指定鳥獣保護区特別保護地区

### (2) ラムサール条約の 3 つの柱

保全・再生	動植物の生息地としてだけでなく、私達の生活を支える重要な自然環境として、湿地を保全・再生していくことが重要である。
ワイズユース (賢明な利用)	湿地を守るために厳しく規制するのではなく、湿地から得られる恵みなどを利用しながら、人と自然環境が永続的に共存することを求めている。
交流・学習 (CEPA)	湿地の保全やワイズユースのために、交流、能力養成、教育、参加、普及啓発（CEPA：Communication, Capacity building, Education, Participation and Awareness）を進めることが重要である。



### (3) 東よか干潟の環境保全及びワイズユースの推進

#### ○東よか干潟環境保全及びワイズユース計画

東よか干潟の豊かな自然環境を郷土の、そして世界の財産として守り、未来へ引き継ぐとともに、観光、教育、研究、交流の拠点となることを目指し、東よか干潟に関わる関係者、市民及び行政が、相互に連携・協力しながら、東よか干潟の環境保全とワイズユースを進めていくための指針となる計画を平成 30 年 3 月に策定。

#### ○東よか干潟環境保全及びワイズユース検討協議会

東よか干潟の保全及びワイズユースを促進することを目的とした組織。地域住民、学識者、研究者、農協、漁協、野鳥の会、商工会、観光協会、NPO 等、17 団体の 23 人で構成。

### (4) 計画に基づく主な取り組み（令和 2 年度実績）

#### ○「保全・再生」関係

- ・東よか干潟底生生物調査

東よか干潟の環境情報を収集するため、底生生物の実態調査を実施した。

- ・東与賀海岸清掃の活動支援

企業やボランティアが主体となって実施する清掃活動を支援した。

#### ○「ワイズユース（賢明な利用）」関係

- ・東よか干潟周辺でのイベント開催

東よか干潟ビジターセンターの開館に伴い、施設を中心にワークショップや海苔すき体験、記念イベントを開催した。また、シチメンソウまつりは感染症対策として Web イベントとして実施し、東よか干潟周辺へ観光客等の集客ができた。

- ・農業へのブランド活用

シギの恩返し米プロジェクトにより干潟と農業の共生の取り組みが行われた。

#### ○「交流・学習」関係

- ・東よか干潟ボランティアガイドの運営

東よか干潟の価値や魅力を現地で伝える東よか干潟ボランティアガイドを運営し、来訪者の満足度向上とリピーターの確保に繋げた。

- ・東よか干潟ガイダンスルームの運営

東よか干潟の価値や魅力を映像やパネル等により発信するための展示スペースである東よか干潟ガイダンスルームを運営し、展示物の説明や施設の管理を行った。

（東よか干潟ビジターセンターの開館により 9 月末で閉館）

### (5) 東よか干潟ビジターセンターの整備

東よか干潟の自然環境及び生物多様性の保全を推進するとともに、持続可能な利用による地域の活性化を図るための施設として、東よか干潟ビジターセンターを整備した。

- ・名称：東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」

- ・住所：佐賀市東与賀町大字田中 2757 番地 4

- ・構造：〔展示棟〕木造・平屋建　〔展望棟〕鉄骨造・2 階建

- ・開館：令和 2 年 10 月 20 日

- ・内容：交流スペース、展示室、シアター、展望台、研修室、ボランティア活動室

## 8 「トンボ王国・さが」づくり事業 4-1

佐賀市は網の目のように張り巡らされた河川やクリークを有している。平成元年にふるさと創生事業に取り組むにあたり、多様な水辺を愛する市民のシンボルとして「トンボ」を掲げた。豊かな水辺環境を積極的に活かしたまちづくりを推進するため、「トンボ王国・さが」づくりに取り組んでいる。

### (1) 令和2年度事業内容

#### ① 自然観察会「さかの生き物さがし2020」

	月 日	内 容	場 所
第1回	中止※	トンボの採集と観察	金立公園
第2回	中止※	平野の魚の採集と観察	神野公園
第3回	11月14日 18名	干潟の生き物の採集と観察	東よか干潟

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、第1回及び第2回は中止

#### ② トンボ写真コンクール

##### ア 第31回トンボ写真コンクール

i 応募総数 929点（県内撮影部門：220点、県外撮影部門：709点）

ii 入賞作品展示 佐賀市エコプラザ（10月17日～25日）

佐賀市役所市民ホール（10月28日～11月2日）

佐賀市立図書館 2階中央ギャラリー（11月6日～12日）

イ トンボカレンダー 入賞作品を掲載したカレンダーを作製し、公共施設等に配布した（1,000部作製）。

#### ③ トンボ保全活動

佐賀県が準絶滅危惧種に指定するトンボ「ミヤマアカネ」を保全するため、富士小学校5年生及びNPO法人与自然環境を整備した。

## 9 学校教育における環境学習 4-1

持続可能な社会を実現するためには、子どもたちが身近な体験の中から環境問題を学び、正しい知識を身につけ、その成果を生活に結び付けられる環境学習を行うことが必要である。このため、全佐賀市立小中学校における継続的な学習システムの普及に、佐賀市教育委員会と連携して取り組んでいる。

学校生活において子どもたちが自ら環境保全活動を企画・実践し、環境にやさしい学校づくりを目指す「佐賀市学校版環境 I S O」制度を平成 14 年度に設けた。平成 22 年度中に、全佐賀市立小中学校（53 校）が認定を受けている。

### (1) 令和 2 年度事業内容

#### ① 教職員対象研修会の開催

- ア 小中学校環境教育担当者研修会（年 1 回）
  - イ 環境教育指導者研修会（小中学校の環境教育担当者及び小学 4 年生の担任が対象）
- ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため上記の研修会は全て中止（資料配布のみ）

#### ② 環境学習の成果発表

- ア 子ども環境ポスター展

#### ③ 佐賀市学校版環境 I S O

- ア 令和 2 年度佐賀市学校版環境 I S O 審査
  - i 報告審査 1 14 校
  - ii 報告審査 2 15 校
  - iii 更新審査 21 校

#### ④ その他

- ア 小学校 4 年生社会科副読本「くらしとごみ」作成、配布
- イ 佐賀市清掃工場等見学バス借上げ事業

# 10 大学と連携した環境学習の推進（佐賀環境フォーラム）

4-1

今日、環境問題に対する市民意識は年々高まってきている。しかし、環境に関する情報の中には一方的な見解も多く、これを安易に受け入れ、逆に狭い見にとらわれてしまうことも少なくない。

このため、佐賀市と佐賀大学では、様々な情報が交錯するなかで環境に関する正しい認識を培い、理解を深めて行動して欲しい、そして、学生と市民などの問題意識を把握することで、今後の行政施策、大学の研究テーマ等に反映させていきたいとの想いから、互いのノウハウを生かしながら「佐賀環境フォーラム」を平成13年度から開催している。

佐賀環境フォーラムは、「講義」「現地見学会」「体験講座」「ワークショップ」で構成し、市民と大学生が同じ教室で学ぶという形式で実施している。

ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市民の募集を中止し、学生のみを対象として実施した。

## (1) 令和2年度事業内容

受講者：学生46名

### ① 【講義】 一産学官分野から人材を迎えた講義一

講義の講師は、環境について様々な視点から勉強できるよう、佐賀大学の教授陣のほかに、他大学の教授陣、企業の担当者など、各分野から人材を迎えている。令和2年度は、市民への学習機会の提供のため、学外講師の3回分の講義動画をYoutubeに掲載し、一般公開を行った。

回	講義内容	所属等	講師名
1	環境問題概論、フォーラム概要説明	佐賀大学 総合分析実験センター 准教授 佐賀環境フォーラム実行委員会 事業部長	兒玉 宏樹 氏
2	水の中の小さな「国産資源」微細藻類の可能性	佐賀大学 農学部 生物資源科学科 生命機能科学コース 特任准教授	出村 幹英 氏
3	泥の電池	佐賀大学 大学院 工学系 化学部門 教授	富永 昌人 氏
4	九州北部の地震活動と地震防災上の基礎知識	佐賀大学 大学院 工学系 都市工学部門 教授	井嶋 克志 氏
5	温度差発電、エネルギー関係	佐賀大学 海洋エネルギー研究センター 助教	安永 健 氏
6	温暖化対策の動向といまできる身近な取組	特定非営利活動法人 温暖化防止ネット 佐賀県地球温暖化防止活動推進センター センター長	橋本 辰夫 氏
7	海沿岸の環境保全	佐賀大学 農学部 生物資源科学科 食資源環境科学コース 准教授	郡山 益実 氏
8	里海学、サンゴ礁関連	佐賀大学 海洋エネルギー研究センター 特任教授	鹿熊 信一郎 氏
9	(株)オプティムが取り組む次世代型スマート農業について	株式会社オプティム 九州支社	岸山 洋介 氏
10	環境保全と市民活動、里山	佐賀大学 全学教育機構 教授	五十嵐 勉 氏
11	地球温暖化のウソ？ホント？「温暖化は本当に起きているの？」	国立環境研究所 地球環境研究センター 副センター長	江守 正多 氏
12	大学生・若者の環境市民活動について	特定非営利活動法人 佐賀県CSO推進機構 佐賀市市民活動プラザ 副プラザ長	秋山 翔太郎 氏

② 【現地見学会】・【体験講座】 —環境問題を現場で学ぶ—

現地で実際に見て体感してもらうことで、机上の環境問題と自分の身近な環境とを直接結びつけて考えてもらうことを目的に現地見学会及び体験講座を実施している。

現地見学会では実際に佐賀県近郊の様々な箇所へ赴き、体験講座では自然観察やごみの実態調査を行った。

【現地見学会】

日程：令和2年8月24日

令和2年度は環境学習会と同時開催した。

【体験講座】

・環境学習会

日程：令和2年8月24日

内容：佐賀市清掃工場を訪れ、「バイオマス産業都市さが」の取り組みについて説明を受けた後、分離回収の仕組みやごみ処理の様子を見学した。

・ごみ探検隊

日程：令和2年11月8日

内容：「元気・勇気・活気の会（三気の会）」主催の伝統行事「ごみくい」の活動に参加した。

③ 【グループワークショップ】 —聞くだけでなく自ら調べることで問題の本質を把握—

「グループワークショップ」は、参加者がグループに分かれ、それぞれに研究テーマを決めて研究活動をするものである。単に講義を受けるだけでなく、何が本当に正しいのかを自ら調べることで環境問題の本質を把握してもらうことを狙いとしている。

この研究の成果は、佐賀大学の目的志向型研究や佐賀市の環境施策に役立てられている。

【研究テーマ（全4テーマ）】

・環境教育 ・チャリツーリズム ・フードロス ・有明海プラごみ

④ 【インターンシップ型ワークショップ】 —実際にNPO法人の活動を体験—

「インターンシップ型ワークショップ」は平成22年度から新たに実施され、佐賀大学生が環境系NPO法人の活動を実際に体験することで、より身近に環境問題について学ぶものである。

【派遣先NPO法人（全3団体）】

・温暖化防止ネット ・さが環境推進センター ・元気・勇気・活気の会「三気の会」

⑤ イベント

【2020WEB さが環境フェスティバル】 令和2年12月1日～25日

・佐賀環境フォーラム

当フォーラムの紹介と今年度の活動の様子や各ワークショップの内容紹介など。

・環境教育班

鈴虫の音楽会の配信用動画撮影等オンラインを中心とした今年度の活動の紹介、体験型紙芝居等活動のPRなど。

・チャリツーリズム班

自転車です市内をめぐりながら佐賀の景色と共に自転車の良さを伝える動画を配信。

・フードロス班

フードロスの解説や世界のユニークな取り組みの紹介など。

- ・有明海プラごみ班  
有明海干潟の紹介とごみの現状や清掃活動の様子、アクトクリーンSAGAの主催者へのインタビューを配信。
- ・温暖化防止ネット  
地球温暖化の現状と当団体の活動紹介など。
- ・さが環境推進センター  
エコプラザの紹介と当団体の活動紹介など。
- ・元気・勇気・活気の会（三気の会）  
会の活動方針とコンセプトや昨年度のごみくいの様子を配信。

## 1 1 環境配慮意識の高揚 4-1

『環境に関する様々な情報を市民等へ幅広く提供し、環境に配慮しようとする意識を高め、正しい知識に基づき行動する市民を育成する』ことを目的に、よりたくさんの方の市民に対して環境問題を啓発すべく、WEBさが環境フェスティバルを開催した。

### (1) WEBさが環境フェスティバル

- ①期間 令和2年12月1日（火）～12月25日（金）
- ②実績 アクセス数 延べ6,582人
- ③内容 市民・事業所・NPO等の各団体と連携し、環境保全に取り組む様々な団体の活動紹介動画や、エコ学習・エコ体験動画等を特設ホームページに掲載した。

＜佐賀市出展動画＞

- ・実際に使って分かった次世代自動車のいいところ
- ・東よか干潟ビジターセンターひがさす
- ・トンボ王国・さが
- ・犬のしつけ方教室
- ・ごみ分別の館～本当にあった怖いごみ分別～
- ・ペットボトル分別チャレンジ～正しく分別できるかな～
- ・「バイオマス産業都市さが」を目指して
- ・～昔に帰る近未来～下水浄化センターの環境に配慮した取組

## 1 2 佐賀市環境行動指針 4 - 1

望ましい環境像を実現するため、環境基本計画には4つの基本目標と2つの基本目標横断プロジェクトを設定している。その目標を達成するため、市民や事業所がどのような環境配慮行動をすべきかをわかりやすい指針としてまとめ、平成21年度に「佐賀市環境行動指針」を策定した。その後、地球温暖化対策の国民運動など新たな取り組みが開始されたことから、平成28年度に「佐賀市環境行動指針」を改訂した。

この指針は、市民や事業所が日常生活及び仕事の中で実践すべき具体的な行動を示しており、各行動によって得られる効果について、二酸化炭素の削減量及び節約金額に可能な限り換算している。

多くの市民、事業所が「佐賀市環境行動指針」に定める行動を実践することを目指し、広報・周知活動や出前講座を実施している。

### (1) 名称及び内容

名 称	項目数	内 容
佐賀市環境行動指針市民編	54 項目	家庭でできる省エネ、ごみの減量 他
佐賀市環境行動指針事業所編	26 項目	事業所内でできる行動、移動時の行動 他

### (2) 出前講座の実績

職員出前講座制度や団体等からの直接依頼などを通じて、「佐賀市環境行動指針」に関する出前講座を実施。

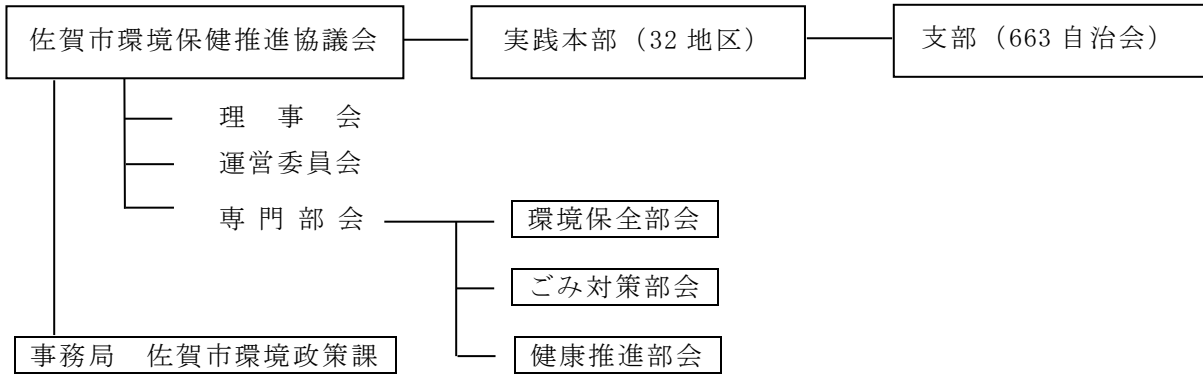
	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
実施回数	3 回	4 回	1 回	6 回	0 回
参加者数	62 人	116 人	18 人	139 人	-

※令和元年度から講座名を変更している。



# 1 3 佐賀市環境保健推進協議会 3-4・4-1・4-2・4-3

## (1) 組織



## (2) 事業

年 月 日	事 業 内 容
令和 2 年 6 月 5 日	マイバックキャンペーン： 参加者 9 名（エコバック 300 枚配布）
令和 2 年 8 月 26 日	海洋プラスチック問題、食品ロス講演会：参加者 12 名
令和 2 年 8 月 26 日	海洋プラスチック問題、食品ロス講演会：参加者 8 名
令和 2 年 10 月 30 日	東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」視察： 参加者 21 名
令和 2 年 12 月 1 日	2020WEBさが環境フェスティバル： 名義協力、チラシ送付
令和 3 年 2 月 18 日	佐賀市環境保健推進協議会功労者表彰式： 個人功労 3 名、団体功労 3 団体
令和 3 年 2 月 22 日	さが弁ラジオ体操CD、健康料理レシピ送付： 理事 64 名
令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月	地区組織活動、部会活動事業
令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月	環境保健推進協議会理事会 3 回
令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月	環境保健推進大会、視察研修 中止
令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 年間の活動方針	【環境保全部会】マイバック、マイボトルでプラスチックの消費減。佐賀の豊かな自然と身近な生活とのつながりを意識。地産地消の勧奨。
	【ごみ対策部会】マイバック、マイボトルの持参を実践。食品ロス削減を実践。ペットボトルの正しい分別。
	【健康推進部会】年 1 回の健診を啓発。バランスよい食生活と適度な運動継続を勧奨。感染症の予防を啓発。

## 1 4 佐賀市エコプラザ管理運営事業 4-1

○ 令和2年度エコプラザ総来館者数実績

区 分		団体数・実施回数	来館者数
施設見学	幼稚園/保育園	6 団体	187 名
	小学校	71 団体	4,195 名
	中学/高校/大学	2 団体	47 名
	その他団体	11 団体	218 名
	個人見学	—	726 名
	視察（行政・企業等）	25 団体	264 名
	計	115 団体	5,637 名
講座・イベント	3 R に関する講座	95 回	542 名
	3 R に関するイベント	15 回	2,266 名
	リペア・レンタル	72 回	123 名
	再生ゾーン個人来館	—	12,791 名
	計	182 回	15,722 名
貸 出	2 階大会議室	175 団体	6,390 名
	環境ラボ	22 団体	134 名
	計	197 団体	6,524 名
合 計			27,883 名

### (1) 佐賀市エコプラザごみ減量啓発ゾーン管理運営事業

◎ 事業内容

環境学習の拠点として位置づけられた「佐賀市エコプラザ」において、施設見学案内、再生品の展示、広報活動、各種講座の実施など、3 R の推進に係る啓発業務を行った。

◎ 事業目的

佐賀市の環境学習の拠点として、市民に3 R（ごみの減量・再利用・再資源化）の推進を目的としたごみ問題の啓発業務を展開し、市民の自発的な環境に配慮した行動に繋げることで、低炭素社会、循環型社会及び自然共生型社会の構築と生活環境の向上に繋げることを目的とする。

◎ 事業開始年度 平成15年度（平成15年8月17日開館）

※平成17年度から「ごみ減量啓発業務」としてNPO法人に運営委託。

※平成28年2月に、廃棄物に関する情報だけでなく、環境全般に関する情報の発信拠点として、「佐賀市エコプラザ」をリニューアルオープン。

# 15 ごみ処理 4-2

## (1) 分別収集

### ① 佐賀地区・大和町・富士町・川副町・東与賀町・久保田町

区分	対象物	収 集			処 理	
		回数	形態	場所	形態	方法
燃えるごみ	生ごみ、紙くず、廃プラスチック等	週2回	直営/委託	ステーション	直営	焼却→資源化・埋立て
燃えないごみ	金属、ガラスくず、陶磁器、電球	月2回	委託			
資源物	新聞・チラシ	月2回	直営/委託	ステーション	業者売却	資源化
	雑誌・包装紙・箱類					
	ダンボール					
	牛乳パック					
	布類					
	ペットボトル					
	ビン・缶	委託	委託			
廃食用油	週1回	直営		回収拠点	直営	
電池類	乾電池、コイン電池、二次電池	月2回	委託	ステーション	委託	リユース→リユース品販売 焼却→資源化・埋立て 破砕→資源化・埋立て
蛍光管・体温計	蛍光管、水銀の体温計・温度計					
粗大ごみ	指定袋に入らない大型家具等	ステッカー方式：月1回 臨時収集：随時	委託	戸別	直営	

### ② 諸富町・三瀬地区（処理主体は脊振共同塵芥処理組合）

区分	対象物	収 集			処 理	
		回数	形態	場所	形態	方法
燃えるごみ	生ごみ、紙くず、廃プラスチック、布等	週2回	委託	ステーション	組合直営	焼却→資源化・埋立て
燃えないごみ	金属、ガラスくず、陶磁器等	月2回			一部委託	
資源物	空缶・空ビン	月1回	委託	ステーション	委託	資源化
	ペットボトル					
	新聞・広告					
	雑誌類					
	紙パック					
	トレイ					
	ダンボール					
廃食用油	週1回	直営	回収拠点	直営		
有害ごみ	蛍光管・電球、乾電池、体温計等	月2回	委託	ステーション	委託	
粗大ごみ	指定袋に入らない大型家具等	ステッカー方式：月1回 臨時収集：随時	委託	戸別	委託	

## (2) ごみ処理事業の内容

### ① 指定袋制度

#### 【歳入】

- ア 指定袋ごみ処理手数料 418,918千円（13,416,000枚）
- イ 指定袋広告料 350千円

#### 【歳出】

- ア 指定ごみ袋製造経費 119,141千円（13,992,000枚）
- イ 指定ごみ袋販売手数料等 65,691千円

② ごみ減量啓発事業

事業名	件数	事業費（補助金交付額）
資源物回収奨励金	188 団体	2,565 千円
家庭用生ごみ処理容器購入費補助金	123 件(95 基)	187 千円

③ ごみステーションの適正管理

事業名	件数	事業費（補助金交付額）
ごみステーション維持管理活動補助金	650 団体	38,006 千円
カラスネット購入費等補助金	ネット 44 枚 BOX 型 55 ヲ所	2,612 千円

(3) 施設の概要

① 佐賀市の施設

ア 清掃工場

- i 所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369 番地
- ii 竣工 平成 15 年 3 月
- iii 処理品目 燃えるごみ及び可燃粗大ごみ（燃えるもの）
- iv 処理能力
  - ごみ処理施設 300 t / 日（100 t / 24h × 3 系列）  
全連続燃焼ストーカ式焼却炉

イ リサイクル工場

- i 所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369 番地
- ii 竣工 平成 16 年 3 月
- iii 処理品目 燃えないごみ及び不燃粗大ごみ（燃えないもの）、ペットボトル、紙類、布類
- iv 処理能力 24 t / 日
  - 不燃ごみ、不燃性粗大ごみ処理設備 13t/5 h
  - 紙類圧縮梱包設備 9 t / 5 h
  - ペットボトル減容梱包設備 2 t / 5 h
  - 古紙、古布等貯留保管設備 約 370 m<sup>2</sup>

ウ 廃食用油再生工場

- i 所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369 番地
- ii 竣工 令和 2 年 3 月
- iii 処理品目 廃食用油
- iv 処理能力 720ℓ / 日

エ 佐賀市一般廃棄物最終処分場

- i 所在地 佐賀市嘉瀬町大字十五新地籠内
- ii 埋立開始 昭和 56 年 10 月
- iii 埋立地面積 146,400 m<sup>2</sup>

- iv 全埋立容量 450,900 m<sup>3</sup>
  - v 残余容量 83,766 m<sup>3</sup> (令和3年3月末現在)
- オ 清掃工場南部中継所
- i 所在地 佐賀市川副町大字犬井道 5727 番地
  - ii 機能 主に家庭系ごみを受け入れ、一時的に仮置きした後、中間処理施設へ収集運搬する。
- ② 脊振共同塵芥処理組合 (465 ページ参照)
- ③ 関連施設
- 株式会社佐賀資源化センター (第3セクター方式による法人)
- i 所在地 佐賀市嘉瀬町大字十五 2724 番地 1
  - ii 処理品目 ビン・缶類
  - iii 処理内容 選別、圧縮減容、保管
  - iv 処理能力 20t/日

(4) ごみ総排出量 (佐賀市全域) (単位: トン)

年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
収集人口 (人)	10 月 1 日現在	233,445	232,624	231,725	
収集	可燃ごみ	直営	10,110	10,223	10,100
		委託	30,819	31,415	31,090
		許可	21,457	20,840	18,543
		小計	62,386	62,478	59,733
	不燃ごみ	直営	—	—	—
		委託	1,639	1,682	1,861
		許可	10	17	10
		小計	1,649	1,699	1,871
	資源物	ペットボトル	581	579	595
		ビン・缶	2,059	1,982	2,018
		紙・布類	2,899	2,894	3,085
		廃食用油	113	113	114
		小計	5,652	5,568	5,812
	粗大ごみ	直営	0	0	0
		委託	558	616	645
		許可	65	77	50
小計		623	693	695	
有害ごみ	委託	8	8	8	
	計	70,318	70,446	68,119	
直接搬入	計	12,940	13,067	13,078	
処分業	可燃ごみ	1,855	1,999	1,826	
総量		85,113	85,512	83,023	
集団回収		1,224	1,157	855	
合計		86,337	86,669	83,878	

## 16 し尿処理 4-3

収 集：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において定められた「一般廃棄物処理実施計画」において収集の地区割りを行い、許可業者（一部委託業者）が各地区を収集している。

処 理：佐賀市衛生センター（佐賀地区、諸富町、富士町、川副町、東与賀町）  
 クリーンセンター天山（大和町、久保田町）  
 三神地区汚泥再生処理センター（三瀬地区）

### (1) 処理状況

（単位：KL）

年 度		28	29	30	元	2	
収 集 量	し 尿	委託	168	161	167	170	152
		許可	27,561	24,931	23,224	23,310	21,941
		計	27,729	25,092	23,391	23,480	22,093
	浄 化 槽 汚 泥	委託	8,874	9,563	10,001	10,960	10,783
		許可	17,620	17,040	15,245	14,613	14,401
		計	26,494	26,603	25,246	25,573	25,184
合 計		54,223	51,695	48,637	49,053	47,277	
処 理 量	し 尿	佐賀市衛生センター	20,723	18,768	17,475	17,457	16,285
		クリーンセンター天山	6,445	5,741	5,360	5,471	5,242
		三神地区汚泥再生処理センター	561	583	556	552	566
		計	27,729	25,092	23,391	23,480	22,093
	浄 化 槽 汚 泥	佐賀市衛生センター	17,425	17,125	16,243	16,585	15,644
		クリーンセンター天山	7,839	8,156	7,740	7,677	8,156
		三神地区汚泥再生処理センター	1,230	1,322	1,263	1,311	1,384
		計	26,494	26,603	25,246	25,573	25,184
合 計		54,223	51,695	48,637	49,053	47,277	

○ 令和 2 年度地区別処理状況

(単位：KL)

地区	佐 賀	諸 富	大 和	富 士	三 瀬	川 副	東与賀	久保田	合 計
し 尿	9,379	1,250	4,601	361	566	4,598	697	641	22,093
浄化槽汚泥	9,533	930	7,212	1,437	1,384	3,137	607	944	25,184
合 計	18,912	2,180	11,813	1,798	1,950	7,735	1,304	1,585	47,277

## (2) 施設の概要

- 名 称 佐賀市衛生センター
- 所 在 地 佐賀市巨勢町大字牛島 528 番地
- 敷地面積 16,027 m<sup>2</sup>
- 竣 工 平成 3 年 3 月
- 処理能力 260 k l / 日 (し尿 175 k l / 日、浄化槽汚泥 85 k l / 日)
- 処理方法 高負荷脱窒素処理
- 放 流 先 公共下水道
- 焼 却 炉 15 t / 日
- 総工事費 2,410,000 千円